

議提第2号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月27日

小松島市議会議長 米 崎 賢 治 殿

提 出 者	小松島市議会議員	広田 和三
	〃	杉本 勝
	〃	出口 憲二郎
	〃	池淵 彰
	〃	南部 透
	〃	四宮 祐司

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 令和5年4月1日から同月30日までの間における議員報酬の月額、第2条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。